

## 政令第百六十六号

子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法第二十七条第三項第二号、第二十八条第二項、第二十九条第三項第二号、第三十条第二項、第六十七条（同法附則第九条第三項及び子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十八条（同法附則第九条第三項及び同令附則第三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条第一項第三号及び第四号、第七十条第二項、第七十一条第二項から第十項まで並びに附則第九条第一項及び第四項並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第七十三条並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第一条 子ども・子育て支援法施行令の一部を次のように改正する。

第十二条を第二十二條とし、第十一条を第二十一條とする。

第十条第一項中「第七條各号」を「第十七條各号」に改め、同條を第二十條とする。

第九條を第十九條とする。

第八條第二項第一号中「第十一条第二項第二号及び附則第七條第二項第二号」を「第二十一條第二項第二号及び附則第十一条第二項第二号」に改め、同項第三号中「第十一条第二項第四号」を「第二十一條第二項第四号」に、「附則第七條第二項第四号」を「附則第十一条第二項第四号」に改め、同條を第十八條とする。

第七條第二号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、同條第七号中「(昭和二十五年法律第百四十四号)」を削り、同條を第十七條とする。

第六條を第十六條とし、第五條を第十五條とし、第四條を第八條とし、同條の次に次の六條を加える。

(法第二十九條第三項第二号の政令で定める額)

第九條 法第二十九條第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ

- 、当該各号に定める額又は特定地域型保育（同条第一項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。
- 一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
- 二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定地域型保育のあつた月の属する年度（特定地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）
- 三 市町村民税所得割合算額が三十万円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 六万千元（短時間認定保護者にあつては、六万百円）
- 四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号

- までに掲げる者を除く。) 四万四千五百円(短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円)
- 五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 三万円(短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円)
- 六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)
- 七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者との世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月の属する年度(特定地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 九千円
- 八 特定地域型保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者
- 零
- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者との世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月におい

て要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第一号の政令で定める額)

第十条 法第三十条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）

二 前条第一項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元（短時間認定保護者にあつては、六万百円）

四 前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万

三千九百円)

五 前条第一項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円(短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円)

六 前条第一項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円)

七 前条第一項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円

八 前条第一項第八号に掲げる支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者との世帯に属する者が特定地域型保育のあつた月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第二号の政令で定める額)

第十一条 法第三十条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ

、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育（同条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第七号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用地域型保育のあった月の属する年度（特別利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 二万五百円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千百円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月の属する年度（特別利用地域型保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の

地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特別利用地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

（法第三十条第二項第三号の政令で定める額）

第十二条 満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育（同条第一項第三号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第八



号において同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万千円（短時間認定保護者にあつては、九万九千四百円）

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定利用地域型保育のあつた月の属する年度（特定利用地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 七万七千円（短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円）

三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 五万八千円（短時間認定保護者にあつては、五万七千円）

四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号

までに掲げる者を除く。) 四万千五百円(短時間認定保護者にあつては、四万九百円)

五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 二万七千円(短時間認定保護者にあつては、二万六千六百円)

六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万六千五百円(短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)

七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあつた月の属する年度(特定利用地域型保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 六千円

八 特定利用地域型保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零

2 特定満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第三号の政令で定

める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 前項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
- 二 前項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）
- 三 前項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元（短時間認定保護者にあつては、六万百円）
- 四 前項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）
- 五 前項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）
- 六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）
- 七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円
- 八 前項第八号に掲げる支給認定保護者 零

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあつた月に

において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前二項の規定の適用については、第一項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第三十条第二項第四号の政令で定める額)

第十三条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育（同条第一項第四号に規定する特例保育をいう。以下この条、次条及び第二十三条第三項第九号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度（特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規

定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 二万五百円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千百円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月の属する年度（特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特例保育のあった月において被保護者である支給認定保護者 零

2 満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める

額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万千円（短時間認定保護者にあつては、九万九千四百円）

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特例保育のあつた月の属する年度（特例保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 七万七千円（短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円）

三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。） 五万八千円（短時間認定保護者にあつては、五万七千円）

四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号

- までに掲げる者を除く。) 四万千五百円 (短時間認定保護者にあつては、四万九百円)
- 五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者 (次号から第八号までに掲げる者を除く。) 二万七千円 (短時間認定保護者にあつては、二万六千六百円)
- 六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者 (次号及び第八号に掲げる者を除く。) 一万六千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円)
- 七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあつた月の属する年度 (特例保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度) 分の地方税法の規定による市町村民税 (同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次項第七号において同じ。) を課されない者 (市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。) である場合における当該支給認定保護者 (次号に掲げる者を除く。) 六千円
- 八 特例保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零
- 3 特定満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第

三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額といずれか低い額とする。

- 一 前項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
- 二 前項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）
- 三 前項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元（短時間認定保護者にあつては、六万百円）
- 四 前項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）
- 五 前項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）
- 六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）
- 七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円
- 八 前項第八号に掲げる支給認定保護者 零



4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例)

第十四条 負担額算定基準子ども(幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等(同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。 )による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども

も又は小学校第一学年から第三学年までに在学する子ども（以下「小学校第三学年修了前子ども」という。）をいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもが一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下この条において同じ。）である

教育認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもがいる場合に

おける負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下この条において同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。ハ及び次号において同じ。）である満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども

ハ 支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども

二 次のイからハまでに掲げる支給認定子ども 零

イ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもが二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ロ 支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもの中に小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども

ハ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就

学前子どもを除く。）である支給認定子ども

第三条の次に次の四条を加える。

（法第二十七条第三項第二号の政令で定める額）

第四条 教育認定子ども（法第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第二十条第

四項に規定する支給認定子ども（以下「支給認定子ども」という。）をいう。以下同じ。）に係る支給

認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）についての法第二十七条第三項第二

号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定

教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）に係る標準的な費用の額とし

て内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあつ

た月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民

- 税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の額（同法附則第五条の四第六項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。）を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 二万五百円
- 三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千円
- 四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第八

項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第六条の四第二項に規定する養育里親又は同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。）の長をいう。以下同じ。）である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。

） 三千円

五 特定教育・保育のあった月において被保護者（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。）である支給認定保護者 零

2 法第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（以下「満三歳以上保育認定子ども」という。）のうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの以外のものに係る支給認定保護者についての法第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者 十万千円（法第二十条第三項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める支給認定保護者（以下「短時間認定保護者」という。）

にあつては、九万九千四百円)

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあつた月の属する年度(特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額(以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。)が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 七万七千円(短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円)

三 市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 五万八千円(短時間認定保護者にあつては、五万七千円)

四 市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 四万五千円(短時間認定保護者にあつては、四万九百円)

五 市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 二万七千円(短時間認定保護者にあつては、二万六千六百円)

六 市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。） 一万六千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万六千三百円）

七 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあつた月の属する年度（特定教育・保育のあつた月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 六千円

八 特定教育・保育のあつた月において被保護者である支給認定保護者又は児童福祉法第六条の四第一項に規定する里親（以下単に「里親」という。）である支給認定保護者 零

3 特定満三歳以上保育認定子ども（満三歳以上保育認定子どものうち、満三歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるものをいう。以下同じ。）及び満三歳未満保育認定子ども（法第二十九条第一項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）に係る支給認定保護者についての法



第二十七条第三項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 前項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
- 二 前項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）
- 三 前項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元（短時間認定保護者にあつては、六万百円）
- 四 前項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）
- 五 前項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）
- 六 前項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）
- 七 前項第七号に掲げる支給認定保護者 九千元
- 八 前項第八号に掲げる支給認定保護者 零

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（要保護者（生活保護法第六条第二項に規定する要保護者をいう。）その他内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。）に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

（法第二十八条第二項第一号の政令で定める額）

第五条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 前条第一項第一号に掲げる支給認定保護者 二万五千七百円

二 前条第一項第二号に掲げる支給認定保護者 二万五百円

三 前条第一項第三号に掲げる支給認定保護者 一万六千円

四 前条第一項第四号に掲げる支給認定保護者 三千円

五 前条第一項第五号に掲げる支給認定保護者 零

2 満三歳以上保育認定子ども（特定満三歳以上保育認定子どもを除く。第十二条第一項及び第十三条第二項において同じ。）に係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 前条第二項第一号に掲げる支給認定保護者 十万千円（短時間認定保護者にあつては、九万九千四百円）

二 前条第二項第二号に掲げる支給認定保護者 七万七千円（短時間認定保護者にあつては、七万五千八百円）

三 前条第二項第三号に掲げる支給認定保護者 五万八千円（短時間認定保護者にあつては、五万七千

百円)

四 前条第二項第四号に掲げる支給認定保護者 四万千五百円 (短時間認定保護者にあつては、四万九

百円)

五 前条第二項第五号に掲げる支給認定保護者 二万七千円 (短時間認定保護者にあつては、二万六千

六百円)

六 前条第二項第六号に掲げる支給認定保護者 一万六千五百円 (短時間認定保護者にあつては、一万

六千三百円)

七 前条第二項第七号に掲げる支給認定保護者 六千円

八 前条第二項第八号に掲げる支給認定保護者 零

3 特定満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第二十八条第二項第一号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- 一 前条第三項第一号に掲げる支給認定保護者 十万四千元（短時間認定保護者にあつては、十万二千四百円）
- 二 前条第三項第二号に掲げる支給認定保護者 八万円（短時間認定保護者にあつては、七万八千八百円）
- 三 前条第三項第三号に掲げる支給認定保護者 六万千元（短時間認定保護者にあつては、六万百円）
- 四 前条第三項第四号に掲げる支給認定保護者 四万四千五百円（短時間認定保護者にあつては、四万三千九百円）
- 五 前条第三項第五号に掲げる支給認定保護者 三万円（短時間認定保護者にあつては、二万九千六百円）
- 六 前条第三項第六号に掲げる支給認定保護者 一万九千五百円（短時間認定保護者にあつては、一万九千三百円）
- 七 前条第三項第七号に掲げる支給認定保護者 九千円
- 八 前条第三項第八号に掲げる支給認定保護者 零

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第二号の政令で定める額)

第六条 法第二十八条第二項第二号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育（同条第一項第二号に規定する特別利用保育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第三号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

- 二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用保育のあった月の属する年度（特別利用保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 二万五百円
- 三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千円
- 四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月の属する年度（特別利用保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特別利用保育のあった月において被保護者である支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

(法第二十八条第二項第三号の政令で定める額)

第七条 法第二十八条第二項第三号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育（同条第一項第三号に規定する特別利用教育をいう。以下この条及び第二十三条第三項第四号において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

一 次号から第五号までに掲げる者以外の支給認定保護者 二万五千七百円

二 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方



税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（次号において「市町村民税所得割合算額」という。）が二十一万二千二百一円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第五号までに掲げる者を除く。） 二万五百円

三 市町村民税所得割合算額が七万七千一百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。） 一万六千百円

四 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度（特別利用教育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 三千円

五 特別利用教育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者

零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第三号中「一万六千円」とあるのは「一万五千円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」とする。

本則に次の十九条を加える。

(施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第二十三条 都道府県は、法第六十七条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額(同項に規定する施設型給付費等負担対象額をいう。以下この条において同じ。)の四分の一を負担する。

2 国は、法第六十八条第一項の規定により、毎年度、施設型給付費等負担対象額の二分の一を負担する。

3 施設型給付費等負担対象額は、各市町村につき、その支弁する次の各号に掲げる額の合算額とする。

一 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十七条第三項第一号に掲げる額から第四条又は第十四条に定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を合算した額

- 二 特定教育・保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第一号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第五条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
- 三 特別利用保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第六条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
- 四 特別利用教育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十八条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第七条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
- 五 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第二十九条第三項第一号に掲げる額から第九条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額
- 六 特定地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第一号に掲

げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

七 特別利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第二号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十一条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

八 特定利用地域型保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第三号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十二条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

九 特例保育を受けた支給認定子どもに係る支給認定保護者ごとに法第三十条第二項第四号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額から第十三条又は第十四条に定める額を控除して得た額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）を合算した額

（施設型給付費等負担対象額の特例）

第二十四条 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事由があることにより、特定教育・保育等

（法第五十九条第三号に規定する特定教育・保育等をいう。次項において同じ。）に要する費用を支給認定保護者が負担することが困難であると認め、その負担を軽減するよう法第二十七条第三項第二号の市町村が定める額、法第二十八条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、法第二十九条第三項第二号の市町村が定める額、法第三十条第二項第一号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額、同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号の当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を定めた支給認定保護者が受けた施設型給付費（法第二十七条第一項の施設型給付費をいう。次項において同じ。））、特例施設型給付費（法第二十八条第一項の特例施設型給付費をいう。次項において同じ。））、地域型保育給付費（法第二十九条第一項の地域型保育給付費をいう。次項において同じ。））又は特例地域型保育給付費（法第三十条第一項の特例地域型保育給付費をいう。次項において同じ。））に関する前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額を限度として内閣府令で定めるところにより市町村が定める額」とする。

2 月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった支給認定子どもに係る支給認定保護者が受けた施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費に關しての前条第三項の規定の適用については、同項各号中「に定める額」とあるのは、「に定める額（月の途中において特定教育・保育等を受け始めたことその他内閣府令で定める事由のあった月については、内閣府令で定める日数を基礎として日割りによつて計算して得た額）」とする。（地域子ども・子育て支援事業に係る都道府県及び国の交付金）

第二十五条 都道府県は、法第六十七条第二項の規定により、毎年度、市町村に対して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業（法第五十九条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。次項において同じ。）に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額（その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合には、当該費用の額）につき、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した額を交付することができる。

2 国は、法第六十八条第二項の規定により、毎年度、市町村に対して、市町村が行う地域子ども・子育て支援事業に要する費用の額から、その年度におけるその費用のための寄附金その他の収入の額を控除

した額（その額が内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を超える場合にあつては、当該費用の額）につき、内閣総理大臣が定める基準によつて算定した額を交付することができる。

（法第六十九条第一項の政令で定める団体）

第二十六条 法第六十九条第一項第三号の政令で定める団体は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人、同法第百十三条第五項に規定する職員団体、同法第百四十条第一項に規定する公庫等、同法第百四十一条第一項に規定する組合、同条第二項に規定する連合会、同法第百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人、同法第百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人及び同法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた同法第百四十条第一項に規定する特定公庫等とする。

2 法第六十九条第一項第四号の政令で定める団体は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第一条第二項に規定する行政執行法人、同法第三十一条第一号に規定する独立行政法人のうち同法別表第三に掲げるもの及び国立大学法人等、同法第九十九条第五項に規定する職員団体、同法第百

二十四条の二第一項に規定する公庫等及び特定公庫等並びに同法第二百二十五条に規定する組合とする。

(法第七十条の政令で定める拠出金率)

第二十七条 法第七十条第二項の拠出金率は、千分の一・五とする。

(権限の委任)

第二十八条 法第七十一条第二項の政令で定める政府の権限は、法第六十九条第一項第一号に掲げる者から拠出金等(法第七十一条第二項に規定する拠出金等をいう。以下同じ。)を徴収する権限とする。

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二十九条 法第七十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第八十一条の二及び第八十一条の二の二の規定による申出の受理

二 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認

三 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項の規



定による市町村に対する処分の請求

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。）

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二条の規定による搜索

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限  
（機構が行う滞納処分等に係る認可等）

第三十条 日本年金機構（以下「機構」という。）は、法第七十一条第三項に規定する国税滞納処分の例

による処分及び前条第五号に掲げる権限（以下「滞納処分等」という。）を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

（滞納処分等実施規定の認可等）

第三十一条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程（次項において「滞納処分等実施規程」という。）を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

（機構から厚生労働大臣への求め等）

第三十二条 機構は、滞納処分等その他第二十九条各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働

働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

(法第七十一条第四項の政令で定める場合)

第三十三条 法第七十一条第四項の政令で定める場合は、前条の規定による求めがあつた場合において厚生労働大臣が必要があると認めるときとする。

(厚生年金保険法の機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任に関する規定の準用)

第三十四条 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、法第七十一条第三項の規定による機構による同項に規定する国税滞納処分等の例による処分及び第二十九条各号に掲げる権限に係る事務の実施又は法第七十一条第四項の規定による厚生労働大臣によるこれらの権限の行使について準用する。

(財務大臣への権限の委任)

第三十五条 厚生労働大臣は、法第七十一条第四項の規定により滞納処分等及び第二十九条第四号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「滞納処分等その他の処分」

という。)に係る納付義務者(法第七十一条第六項に規定する納付義務者をいう。以下この条及び第三十八条において「納付義務者」という。)が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあることその他の事情があるため拠出金等の効果的な徴収を行う上で必要があると認めるときは、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限を委任する。

2 前項の事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の拠出金を滞納していること。

二 納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠蔽しているおそれがあること。

三 納付義務者が滞納している拠出金等の額(納付義務者が、厚生年金保険法の規定による保険料、健康保険法(大正十一年法律第七十号)の規定による保険料又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定による保険料、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第三百三十一号)の規定による特例納付保険料その他これらの法律の規定による徴収金(厚生

労働省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）を滞納しているときは、当該滞納している保険料、特例納付保険料又はこれらの法律の規定による徴収金の合計額を加算した額）が厚生労働省令で定める金額以上であること。

四 滞納処分等その他の処分を受けたにもかかわらず、納付義務者が滞納している拠出金等の納付について誠実な意思を有すると認められないこと。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により滞納処分等その他の処分の権限を委任する場合には、次に掲げる権限を除き、その全部を財務大臣に委任する。

一 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第三百三十八条の規定による告知

二 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第五百三十三条第一項の規定による滞納処分の執行の停止

三 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第十一条の規定による延長

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第三十六条第一項の規定による告知

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第五十五条第一項の規定による受託

六 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第六十三条の規定による免除

七 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税通則法第二百二十三条第一項の規定による交付

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

(厚生年金保険法の財務大臣への権限の委任に関する規定の準用)

第三十六条 厚生年金保険法第百条の五第二項から第四項までの規定は、法第七十一条第四項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(国税庁長官への権限の委任)

第三十七条 財務大臣は、第三十五条第一項の規定により委任された権限、前条において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項の規定による権限及び前条において準用する同法第百条の五第三項において準用する同法第百条の四第五項の規定による権限を国税庁長官に委任する。

(国税局長又は税務署長への権限の委任)

第三十八条 国税庁長官は、前条の規定により委任された権限の全部を、納付義務者の事業所又は事務所  
の所在地（厚生年金保険法第八条の二第一項の適用事業所にあつては同項の規定により一の適用事業所  
となつた二以上の事業所又は事務所のうちから厚生労働大臣が指定する事業所又は事務所の所在地とし  
、同法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者（以下この項において「船舶所有者」という。）にあ  
つては船舶所有者の住所地又は主たる事務所の所在地（仮住所があるときは、仮住所地）とする。次項  
において同じ。）を管轄する国税局長に委任する。

2 国税局長は、必要があると認めるときは、前項の規定により委任された権限の全部を納付義務者の事  
業所又は事務所の所在地を管轄する税務署長に委任する。

(機構への事務の委託)

第三十九条 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、法第七十一条第八項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、厚生年金保険法第百条の十第二項中「機構」とあるのは「日本年金機構（次項において「機構」という。）」と、「前項各号に掲げる」とあるのは「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条第八項の規定により機構に行わせるものとされた」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「子ども・子育て支援法第七十一条第八項及び子ども・子育て支援法施行令第三十九条において準用する前項」と、「第一項各号に掲げる」とあるのは「同法第七十一条第八項の規定による」と読み替えるものとする。

（法第七十一条第九項の政令で定める法人）

第四十条 法第七十一条第九項の政令で定める法人は、日本私立学校振興・共済事業団並びに法第六十九条第一項第三号及び第四号の法律に基づき共済組合とする。

（拠出金等の取立て及び政府への納付）

第四十一条 法第七十一条第九項の規定による拠出金等の取立ては、前条に規定する法人が法第六十九条第一項第二号から第四号までの法律に基づき掛金又は負担金を徴収する同項第二号から第四号までに掲



げる者について、当該掛金又は負担金の取立ての例に準じて行うものとする。

2 法第七十一条第九項の規定により取り立てた抛出金等については、その取立てをした月ごとに取りまとめ、これに納付書を添えて、速やかに、日本銀行に納付しなければならない。

附則第七条第一項中「附則第七条第一項」を「附則第十一条第一項」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「第八条第一項」を「第十八条第一項」に、「第八条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第一号及び第二号中「第八条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を附則第十一条とする。

附則第六条中「前三条」を「附則第六条並びに前二条」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第五条中「（昭和四十六年法律第七十三号）」を削り、同条の表児童手当法第二十一条第二項の項及び児童手当法第二十二條第一項の項中「附則第五条」を「附則第九条」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第四条を附則第八条とする。

附則第三条第一項の表法第六十七条第一項の項、法第六十八条第一項の項及び法第八十七条第二項の項中「附則第三条第一項」を「附則第六条第一項」に改め、同条を附則第六条とし、同条の次に次の一条を

加える。

(委託費の支払に係る施設型給付費等負担対象額の算定に係る技術的読替え)

第七条 前条第一項の規定により法第六十五条第二号、第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を  
読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条第三項中「の合算額」とあ  
るのは、「及び法附則第六条第一項に規定する委託費の支払に要する費用の額との合算額」とする。

附則第二条中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」を「市町村」に改め、同条の次に次の三条を加  
える。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律  
の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によることとさ  
れた改正前の児童手当法に係る特例)

第三条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する  
法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号  
）第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童

手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

第四条 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次条において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、平成二十二年度等におけ

る子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

第五条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）

第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第三十五条の規定の適用については、同条第二項第三号中「保険料、厚生年金保険」とあるのは「保険料、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律

第二十四号) 附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金、厚生年金保険」と、「保険料、特例納付保険料」とあるのは「保険料、拠出金、特例納付保険料」とする。

附則に次の八条を加える。

(法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額)

第十二条 第四条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第一号イの政令で定める額について準用する。この場合において、第四条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「同条第一項」とあるのは「法第二十七条第一項」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額)

第十三条 第五条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第二号イ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第五条第一項中「第二十八条第二項第一号」とあるのは、「附則第九条第一項第二号イ(1)」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第一項第二号ロ(1)の政令で定める額)

第十四条 第六条の規定は、法附則第九条第一項第二号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第六条第一項中「第二十八条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号ロ(1)」と、「同条第一項第二号」とあるのは「法第二十八条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額)

第十五条 第十一条の規定は、法附則第九条第一項第三号イ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ(1)」と、「同条第一項第二号」とあるのは「法第三十条第一項第二号」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額)

第十六条 第十三条第一項及び第四項の規定は、法附則第九条第一項第三号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十三条第一項中「第三十条第二項第四号」とあるのは「附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「同条第一項第四号」とあるのは「法第三十条第一項第四号」と読み替えるものとする。

(複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例)

第十七条 第十四条の規定は、負担額算定基準子どもが同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る法附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)の政令で定める額について準用する。この場合において、第十四条各号列記以外の部分中「第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号まで」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ、同項第二号イ(1)、同号ロ(1)、同項第三号イ(1)又は同号ロ(1)」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第六条、附則第十五条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する前条」と、同条第一号中「イからハまで」とあるのは「イ及びハ」と、「第四条から第七条まで及び第九条から前条まで」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条、附則第十三条において準用する第五条、附則第十四条において準用する第十一条及び附則第十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規

定による施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担)

第十八条 法附則第九条第三項の規定により法第六十七条第一項及び第六十八条第一項の規定を読み替えて適用する場合における第二十三条の規定の適用については、同条第三項中「次の各号」とあるのは「第一号から第三号まで、第七号及び第九号」と、「合算額」とあるのは「合算額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）」と、同項第一号中「法第二十七条第三項第一号に掲げる額」とあるのは「法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「第四条又は」とあるのは「附則第十二条において準用する第四条又は附則第十二条において準用する第四条又は附則第十二条において準用する第四条又は附則第十二条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第一号イに掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロに掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第二号中「第二十八条第二項第一号」とあるのは「附則第九条第一項第二号イ(1)」と、「第五条又は」とあるのは「附則第十三条において準用する第五条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十



三条において準用する第五条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号イ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号イ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第三号中「第二十八条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第二号ロ(1)」と、「第六条又は」とあるのは「附則第十四条において準用する第六条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第七号中「第三十条第二項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第三号イ(1)」と、「第十一条又は」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十五条において準用する第十一条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第二号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を

控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」と、同項第九号中「第三十条第二項第四号」とあるのは「附則第九条第一項第三号ロ(1)」と、「第十三条又は」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条又は附則第十七条において準用する」と、「当該額が零を下回る場合には、零とする。」とあるのは「附則第十六条において準用する第十三条又は附則第十七条において準用する第十四条に定める額から法附則第九条第一項第三号ロ(1)に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び同号ロ(2)に掲げる市町村が定める額を控除した額が零を上回る場合は、当該額を加算した額」とする。

2 前項の規定により第二十三条の規定を読み替えて適用する場合における第二十四条の規定の適用については、同条第一項中「第二十七条第三項第二号」とあるのは「附則第九条第一項第一号イ」と、「法第二十八条第二項第一号」とあるのは「同項第二号イ(1)」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額、」とあるのは「同項第二号ロ(1)の市町村が定める額、法第二十八条第二項第三号の市町村が定める額、」と、「同項第二号の市町村が定める額、同項第三号の市町村が定める額又は同項第四号」とあるのは「法附則第九条第一項第三号イ(1)の市町村が定める額、法第三十条第二項

第三号の市町村が定める額又は法附則第九条第一項第三号ロ(1)と、「同項各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」と、同条第二項中「同項各号」とあるのは「同項第一号、第二号、第三号、第七号及び第九号」とする。

(法附則第九条第四項の都道府県の補助)

第十九条 法附則第九条第四項の規定による都道府県の補助は、毎年度、同条第一項第一号ロ、同項第二号イ(2)及び同号ロ(2)並びに同項第三号イ(2)及び同号ロ(2)に掲げる額の合算額の二分の一以内について行うことができる。

(健康保険法施行令の一部改正)

第二条 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第三号中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」に改める。

附則第九条を附則第十一条とする。

附則第八条の二中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第

七十三号。」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「(昭和四十六年法律第七十三号)の規定による拠出金」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例)

第八条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する第六十三条の規定

の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（予算決算及び会計令の一部改正）

第三条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第七号の四中「厚生年金保険法」の下に「（昭和二十九年法律第百十五号）」を加え、「児童手当法第二十条第二項」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十九条第二項」に改める。

附則第十一条中「第二十条第二項」を「第六十九条第二項」に改める。

（船員保険法施行令の一部改正）

第四条 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第三号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

附則第九条中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同条を附則第十条とする。

附則第八条中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものときとされた改正前の児童手当法に係る特例）

第八条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する

法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三十四条の規定の適用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

第五条 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第三号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十

三号。」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものとされた改正前の児童手当法に係る特例）

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第四条の二の規定の適



用については、同条第三号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第六条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第四十六号から第百六十九号まで」を「第四十八号から第百七十一号まで」に改め、同条中第百六十九号を第百七十一号とし、第百六十四号から第百六十八号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百六十三号中「保育所等整備交付金」の下に「（第一号に掲げる給付金に該当するものを除く。）」を加え、同号を同条第百六十五号とし、同条中第百六十二号を第百六十四号とし、第百四十七号から第百六十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第百四十六号中「第四十五号」を「第四十六号」に改め、同号を同条第百

四十八号とし、同条中第四百四十五号を第四百四十七号とし、第三百三十四号から第四百四十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三百三十三号中「第三十号、第三十四号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第三百三十五号とし、同条中第三百三十二号を第三百三十四号とし、第七号から第三百三十一号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三百十六号中「第三十号、第三十四号又は第三十八号」を「第三十一号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第三百十八号とし、同条中第三百十五号を第三百十七号とし、第七号から第三百十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第三百六号中「第十三号、第三十四号又は第三十八号」を「第十四号、第三十五号又は第三十九号」に改め、同号を同条第三百八号とし、同条中第三百五号を第三百七号とし、第七十四号から第三百四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第七十三号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十五号とし、同条第七十二号中「第三十七号」を「第三十八号」に改め、同号を同条第七十四号とし、同条中第七十一号を第七十三号とし、第七十号を第七十二号とし、同条第六十九号中「第三十四号」を「第三十五号」に改め、同号を同条第七十一号とし、同条中第六十八号を第七十号とし、第六十三号から第六十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第六十二号中「第二十号」を「第二十一号」に改め、同号を同条第六十四号とし、同条中第六十一号を第六十三号

とし、第四十九号から第六十号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四十八号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同号を同条第五十号とし、同条中第四十七号を第四十九号とし、第四十六号を第四十八号とし、第四十五号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項に規定する交付金  
第二条中第四十四号を第四十五号とし、第一号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十六条の四の三第二項に規定する交付金  
（児童手当法施行令の一部改正）

第七条 児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第六条から第九条までを削る。

第九条の二中「第二十二条の四第一項」を「第二十二条第一項」に、「法第二十二条の三第一項」を「同項」に、「保育に」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第五項若しくは第六項の措置、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十七条第一項に規定する特定教育

・保育、同法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育又は同法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育に」に改め、同条を第六条とする。

第十条の表第八条第二項及び第三項、第十条、第二十二條の二第一項、第二十二條の三の前の見出し、同条、第二十二條の四第一項、第二十七條第一項並びに第二十八條の項中「第二十二條の二第一項、第二十二條の三」を「第二十條第一項、第二十一條」に、「第二十二條の四第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同表第二十二條第一項、第二十三條第一項及び第三項並びに第二十五條の項を削り、同条を第七條とする。

第十一条中「第五条及び第九条の二」を「から第六条まで」に改め、同条を第八条とする。

第十二條を第九條とし、第十三條から第十五條までを三條ずつ繰り上げる。

(法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正)

第八条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成二十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第八条第六項中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十

四年法律第六十五号)に、「児童手当法第二十条第一項第四号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」に改める。

第十一条第六項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に、「第二十条第一項第三号」を「第六十九条第一項第三号」に改める。

第十二条第三項中「児童手当法」を「子ども・子育て支援法」に、「第二十条第一項第三号」を「第六十九条第一項第三号」に改める。

附則第四項を附則第五項とする。

附則第三項中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)」に、「を児童手当法」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」に、「を旧児童手当法」を「旧児童手当法第二十条第一項第四号」に、「第十二条第三項中「児童手当法」を「第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」に、「同法」とあるのは「旧児童手当法」を「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)」を「子ども・子育て支援法(平成二十四

年法律第六十五号)に、「を児童手当法」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」に、「を旧児童手当法」を「旧児童手当法第二十条第一項第四号」に、「第十二条第三項中「児童手当法」を「第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」に、「同法」とあるのは「旧児童手当法」を「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によることとされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する規定が適用される場合における第八条、第十一条及び第十二条の規定の適用については、第八条第六項中「子ども・子育て支

援法（平成二十四年法律第六十五号）」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。以下「旧児童手当法」という。）」と、「子ども・子育て支援法第六十九条第一項第四号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第四号」と、第十一条第六項及び第十二条第三項中「子ども・子育て支援法」とあるのは「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた旧児童手当法」と、「同法第六十九条第一項第三号」とあるのは「旧児童手当法第二十条第一項第三号」とする。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第九条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十七条」を「第五十六条の二」に改める。

第十二条中「エネルギー対策特別会計及び」を「エネルギー対策特別会計、年金特別会計及び」に改め、「経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計にあつては厚生労働大臣が」を加える。

第十七条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 年金特別会計 当該歳入に関する事務を管理する所管大臣

第十七条第三項中「エネルギー対策特別会計」の下に「、年金特別会計」を加え、同条第四項中「経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計の徴収総報告書の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第十八条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 年金特別会計 当該歳出に関する事務を管理する所管大臣

第十八条第三項中「経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計の支出総報告書の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第二十六条第二項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 年金特別会計 厚生労働省

第二十七条第一項中「エネルギー対策特別会計」の下に「、年金特別会計」を加え、同条第二項中「前



条第二項第三号及び第四号」を「前条第二項第四号及び第五号」に改める。

第二十九条の二を第二十九条の三とし、第二十九条の次に次の一条を加える。

第二十九条の二 年金特別会計の所管府省（内閣府及び厚生労働省をいう。以下この条において同じ。）は、その所管に属する歳入及び歳出について、各勘定別に令第三百三十条の規定により歳入簿、歳出簿及び支払計画差引簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

2 所管府省は、前項の帳簿のほか、各勘定別に所管別支払元受高差引簿を備え、その所管に属する歳出に係る支払元受高、支出済歳出額及び残額を登記しなければならない。ただし、官署支出官が一人である場合においては、所管別支払元受高差引簿は、備え付けないことができる。

3 厚生労働省は、第二十六条第二項及び前二項に規定する帳簿のほか、年金特別会計全体の歳入及び歳出について各勘定別に令第三百三十条の規定により歳入簿及び歳出簿を備え、所要の事項を登記しなければならない。

4 厚生労働省は、各勘定別に支払元受高総括簿を備え、年金特別会計全体の歳出に係る支払元受高、所管府省への配分額その他所要の事項を登記しなければならない。

第三十一条中「並びに」を「、第二十九条の三第二項及び第四項並びに」に改める。

第三十四条第四項中「書類は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前三項の書類は厚生労働大臣が」を、「調製は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前三項の書類の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第三十六条第三項中「情報は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前二項の情報は厚生労働大臣が」を、「調製は経済産業大臣が」の下に「、年金特別会計に関する前二項の情報の調製は厚生労働大臣が」を加える。

第二章第七節中第五十七条の前に次の一条を加える。

（年金特別会計の所管大臣の所掌区分等）

第五十六条の二 年金特別会計の管理に関する事務のうち子ども・子育て支援勘定に係るものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める所管大臣が行うものとする。

一 次に掲げる事務 内閣総理大臣

イ 児童手当交付金の交付に関する事務

ロ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十八条第二項の規定による交付金（以下「子ども・子育て支援交付金」という。）の交付に関する事務

ハ 一般会計からの繰入れ、予備費の管理、法第十一条の規定による余裕金の預託、法第十七条第一項の規定による国債整理基金特別会計への繰入れ、法第一百四十四条第八項の規定による業務勘定への繰入れ、法第一百八十条の規定による積立金の管理その他子ども・子育て支援勘定に属する現金の受入れ又は支払に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）

二 子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号に掲げる者からの拠出金の徴収に関する事務 厚生労働大臣

2 内閣総理大臣は、前項第一号ハの事務を行うに当たっては、年金特別会計の所管大臣が協議して定めるところにより行うものとする。

3 第一項各号に掲げる事務以外の年金特別会計の管理に関する事務のうち、同会計全体の歳出に係る支払元受高の管理に関するものは同会計の所管大臣が協議して定めるところにより厚生労働大臣が行い、その他のものは厚生労働大臣が行うものとする。

第六十条の見出し中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、同条第一項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に、「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号」を「子ども・子育て支援法第六十九条第一項各号」に改め、同条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「児童手当勘定」を「子ども・子育て支援勘定」に改め、「児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「児童育成事業費」を「子ども・子育て支援交付金」に改める。

附則第十四条の二第一項中「場合における」の下に「第五十六条の二第一項第二号並びに」を加え、「同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、」を「同号中」に、「拠出金及び」を「拠出金（」に改め、「改正前の児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び」を「を含む。第六十条第一項において同じ。」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「子ども・子育て支援交付金」とあ

るのは「」に改め、「並びに」の下に「子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」を加え、同条第二項中「場合における」の下に「第五十六条の二第一項第二号並びに」を加え、「同条の見出し中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、同条第一項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「子どものための金銭の給付勘定」と、「」を「同号中」に、「拠出金並びに」を「拠出金（」に改め、「改正前の児童手当法」の下に「（昭和四十六年法律第七十三号）」を加え、「」と、同条第三項中「児童手当勘定」とあるのは「子どものための金銭の給付勘定」と、「児童手当交付金及び」とあるのは「児童手当交付金及び」を「を含む。第六十条第一項において同じ。」と、「事務」とあるのは「事務及び子ども手当交付金の交付に関する事務」と、同項中「子ども・子育て支援交付金」とあるのは「」に改め、「子ども手当交付金並びに」の下に「子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」を加え、同条を附則第十四条の三とする。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

（年金特別会計における児童手当に関する経理）

第十四条の二 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に

関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法による児童手当に関する政府の経理が年金特別会計において行われる場合における第五十六条の二第一項第二号並びに第六十条第一項及び第三項の規定の適用については、同号中「拋出金」とあるのは「拋出金（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十七条及び第三十八条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条第一項各号に掲げる者からの拋出金を含む。第六十条第一項において同じ。）」と、同項中「及び子ども・子育て支援交付金」とあるのは「並びに子ども・子育て支援交付金及び児童育成事業費」とする。

（厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令の一部改正）

第十条 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改める。

附則第三項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項中「昭和四十六年法律第七十三号」を「による拠出金」に、「昭和四十六年法律第七十三号。」を「による拠出金、」に、「を含む。」を「（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」に改め、同項を附則第三項とする。

附則第一項の次に次の一項を加える。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるものときとされた改正前の児童手当法に係る特例）

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第二十条の拠出金に関する第三条の規定の適用については、同条第二号中「による拠出金」とあるのは、「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による拠出金」とする。

（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十一条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第七十八条第一項の表第三号の項中「（第九章を除く。第四条の五において同じ。）」を削り、「児童



手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改め、同条第二項の表以外の部分中「児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）」を「子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）」に改め、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三号第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」を「子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号」に改め、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び児童手当法施行令第七条の八第二項の項中「児童手当法施行令第七条の八第二項」を「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」に改め、同条第四項中「児童手当法第二十二条第四項」を「子ども・子育て支援法第七十一条第四項」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三項を加える。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律によりなお従前の例によるもの)とされた改正前の児童手当法に係る特例)

2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた同法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号。以下この条において「子ども・子育て整備法」という。)」第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた子ども・子育て整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。))の規定による拠出金(以下この条において「

児童手当拠出金」という。」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第八条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第 号）第七条の規定による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）（第七条の八第二項第三号）」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第二項の規定により読み替えて適用さ

れる場合を含む。」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る子ども・子育て支援法施行令等の一部を改正する政令第七条の規定による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、子ども・子育て整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によるものとされた児童手当拠出金に係る旧児童手当法第二十二条第四項」とする。

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例（平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律により適用される旧児童手当法に係る特例）

3 平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号）附則第三十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の児童手当法（次項において「旧児童手当法」という。）第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用について

は、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十条第一項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。）附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による拠出金」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第九条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する

る法律施行令（平成二十二年政令第七十五号）第五条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条の二第三号（同令附則第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは「、子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令第五条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十一条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十二年度等における子ども手

当の支給に関する法律第二十条第一項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第四項」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法により適用される旧児童手当法に係る特例）

4 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十条の拠出金に関する第七十八条の規定の適用については、同条第二項の表以外の部分中「による拠出金」とあるのは「による拠出金、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される児童手当法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十四号。以下この条において「平成二十四年児童手当法改正法」という。）附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年児童手当法改正法第一条の規定による改正前の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号。第四項において「旧児童手当法」という。）の規定による

拠出金」と、同表健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十三条第三号、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第三十四条第三号、子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第三十五条第二項第三号及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成十九年政令第三百八十二号）第三条第二号の項中「第六十三条第三号」とあるのは「第六十三条第三号（同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十四条第三号」とあるのは「第三十四条第三号（同令附則第十条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第三十五条第二項第三号」とあるのは「第三十五条第二項第三号、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令（平成二十三年政令第三百八号）第六条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第百十三号）による改正前の児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第七条の八第二項第三号」と、「第三条第二号」とあるのは「第三条第二号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同表厚生年金保険法施行令第四条の二第三号の項中「第四条の二第三号」とあるのは「第四条



の二第三号（同令附則第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同条第三項の表健康保険法施行令第六十三条、船員保険法施行令第三十四条、厚生年金保険法施行令第四条の二及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項の項中「及び子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項」とあるのは、「子ども・子育て支援法施行令第三十五条第二項及び平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法施行令第六条の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた児童手当法施行令の一部を改正する政令による改正前の児童手当法施行令第七条の八第二項」と、同条第四項中「第七十一条第四項」とあるのは「第七十一条第四項、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法第二十条第一項、第三項及び第五項の規定により適用される平成二十四年児童手当法改正法附則第十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧児童手当法第二十二条第四項」とする。

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令（平成二十六年政令第百九十三号）の一部を次のように改正する。



一項の厚生労働省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、整備法の施行後は、整備法による改正後の児童手当法の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第七条第三項の内閣府令としての効力を有するものとする。

（旧児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収に関する経過措置）

第九条 整備法の施行日の属する月の前月以前の月分の旧児童手当法の規定による児童手当に係る旧児童手当法第十四条の規定による不正利得の徴収については、なお従前の例による。

（年金特別会計に関する経過措置）

第十条 整備法第五十八条の規定による改正後の特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号。以下この項において「新特別会計法」という。）の規定は、平成二十七年度の予算から適用し、同条の規定による改正前の特別会計に関する法律に基づく年金特別会計（以下この条において「旧年金特別会計」という。）の平成二十六年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧年金特別会計の児童手当勘定の平成二十七年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計（以下この条において「新年金特別会計」と

いう。)の子ども・子育て支援勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧年金特別会計の児童手当勘定の平成二十六年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に繰り越して使用することができる。

3 整備法の施行の際、旧年金特別会計の児童手当勘定に所属する権利義務は、新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新年金特別会計の子ども・子育て支援勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(財務省組織令の一部改正)

第十四条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第九十一条第七号中「児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第二十二条第四項から第七項まで」を「子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第七十一条第四項から第七項まで」に、「拠出金その他同法の規定による徴収金」を「同条第二項に規定する拠出金等」に改める。

附則第七条第二項中「第九十一条第六号」を「第九十一条第七号」に、「以下」を「昭和四十六年法律第七十三号。以下この号において」に、「徴収並びに」を「徴収、」に、「」とする」を「並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号。以下この号において「整備法」という。）第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法第二十二條第四項から第七項までの規定に基づき行う拠出金その他整備法第三十八条の規定によりその徴収についてなお従前の例によることとされた整備法第三十六条の規定による改正前の児童手当法の規定による徴収金の徴収」とする」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この政令は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。ただし、第十三条の規定は、公布の日から施行する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2 国家公務員共済組合法附則第二十条の三第一項の規定により設けられた日本郵政共済組合に係る第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第二十六条第二項の規定の適用については、同項中「組合と」とあるのは、「組合並びに同法附則第二十条の三第二項に規定する郵政会社等、同条第四項において読み替えて適用する同法第九十九条第五項に規定する職員団体及び同法附則第二十条の三第四項において読み替えて適用する同法第二百二十五条に規定する組合と」とする。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)

3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条中第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第四条から第七条まで及び第九条から第十三条までの規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、

支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

## 理 由

子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、支給認定教育・保育に係る負担上限月額及び施設型給付費等負担対象額に係る都道府県及び国の負担を定める等、関係政令の規定を整備する必要があるからである。